

平成24年9月25日

株式会社 十八銀行

復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対してかかる所得税に対し、平成25年1月1日から25年の間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加課税されることとなりました。

[＜復興特別所得税に関するお知らせ＞](#) (PDF)